

新潟県企業局管理規程第6号

新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

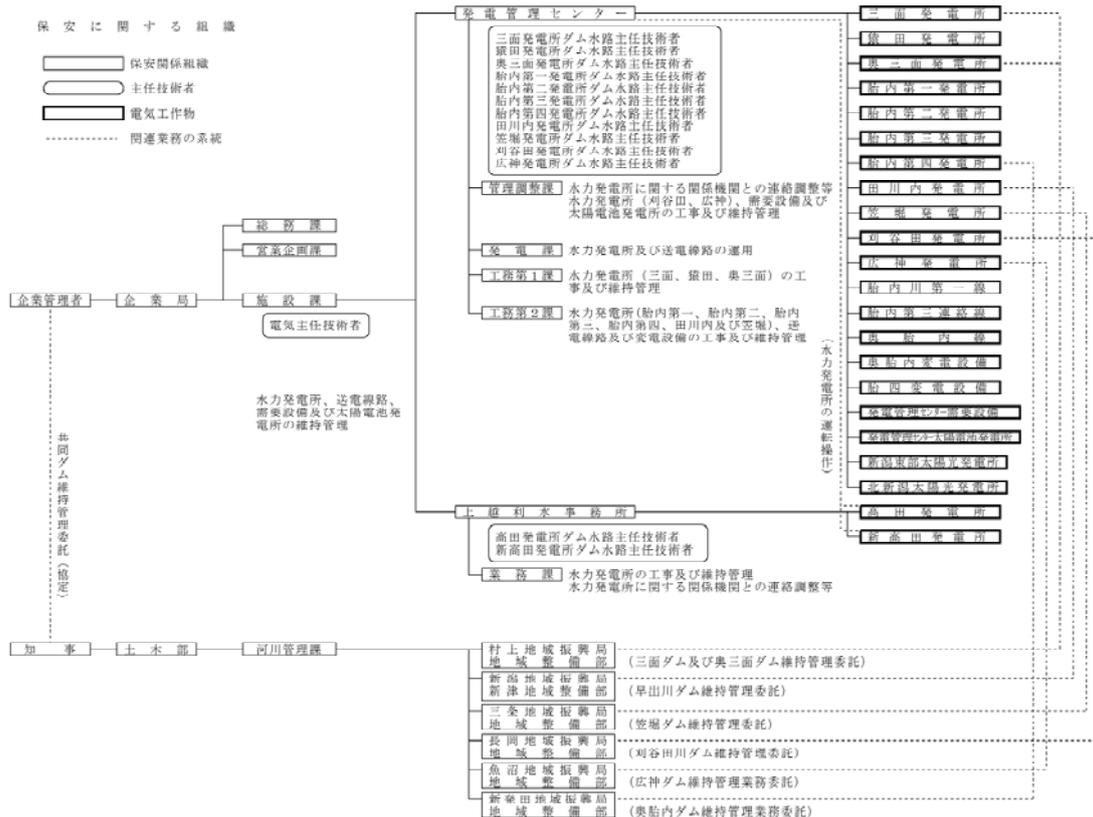
新潟県企業管理者 桑原 勝史

新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程

第1条 新潟県電気事業の電気工作物保安規程（昭和61年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）



第2条 新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
保安業務分掌		保安業務分掌	
名称	分掌事務	名称	分掌事務
総務課	災害対策の総括に関すること。	総務課	1 保安教育の総括に関すること。 2 災害対策に関すること。
営業企画課	保安教育の総括に関すること。	施設課	(略)
施設課	(略)	発電管理センター	(略)
発電管理センター	(略)	上越利水事務所	(略)

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。